

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和4年1月27日(木)
開会 9時30分
閉会 10時22分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、富樫健二委員、大森達也委員、栗須百合香委員、
北野誕生水委員
欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 上村和弘
次長(教職員担当) 山本健次、次長(育成支援・社会教育担当) 佐脇優子、
次長(研修担当) 水野和久
教育総務課 課長 森岡賢治
教育財務課 課長 石井紳一郎、課長補佐兼班長 飛鳥井清司、係長 東尾猛
教職員課 課長 野口慎次、班長 水谷匡利、班長 若宮一哉、
主幹兼係長 足立元則、主査 鈴木良典
福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 田中宏明
社会教育・文化財保護課 課長 藤井理江、課長補佐兼班長 樋口慎也、
主査 植村一弘

5 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第36号	令和4年度三重県一般会計予算について	原案可決
議案第37号	令和3年度三重県一般会計補正予算(第18号) について	原案可決
議案第38号	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第39号	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償 及び期末手当に関する条例の一部を改正する条 例案	原案可決
議案第40号	三重県鈴鹿青少年センター条例の一部を改正す る条例案	原案可決
議案第41号	特定事業契約について	原案可決

議案第42号 三重県鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定 原案可決
について

6 報告題件名

- 報告1 令和4年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について
報告2 訴えの提起に係る専決処分について

7 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（1月13日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

栗須委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第36号から議案第42号は県議会提出前のため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の報告1から報告2の報告を受け、非公開の議案第36号から第42号を審議することを決定する。

・報告事項

報告1 令和4年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について（公開）

（野口教職員課長説明）

報告1 令和4年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について

令和4年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について、別紙のとおり報告する。令和4年1月27日提出 三重県教育委員会事務局教職員課長

それでは、次のページをお願いいたします。令和3年12月11日と12日に実施しました令和4年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の結果について報告いたします。募集しましたこれらの職につ

いて別紙のとおり申し込みがありました。実習助手については、1ページにありますように、一番右の合格者数のところで6名を、それから任期付講師・養護助教諭については、次のページになりますが、表の一番右下のところで計6名、それから任期付実習助手については、一番下の表ですが、計2名を合格としました。

1月19日に、受験者へ合否結果を郵送し、合格者の受験番号を県庁玄関の掲示板に掲示するとともに、三重県教育採用のウェブサイトにも掲載したところでございます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

大森委員

ちょっとシステムがわからないので教えていただきたいところなんですけど、数学と理科と音楽と英語の任期付講師については、申込者が0名ということで、合格者が0名になってしまっていて、特支の小学部もそうなんですけど、育休を取られる先生がおると、代替教員ということなので、当然、育休が優先されて穴が開きますよね。そうだけど、この講師の採用者がいないとなると、他の先生の負担が増えるということになるんですか。

野口課長

こども今回合格者がいらっしゃって採用できればそれでいいんですけども、おっしゃるように欠員が生じた時っていうのは、臨時的任用講師を探しに行ったりとか、やむをえない場合は非常勤講師を探しに行ったりして学校運営がうまく回るようにさせていただきたいと思っております。

大森委員

それこそ今話題になっている教員の働き過ぎにならないように、こういう状態になったとしても配慮いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

教育長

これは新たな制度を設けて試験するということですか。そのことについても説明してもらってもいいですか。

野口課長

これまで臨時的任用講師、常勤の講師ということで雇ってきたのが、令和3年度までだったんです。

教育長

育児休業が生じたときに、代替として今までは臨時的任用教員を、常勤の人を後補充として任用してきたということですね。

野口課長

令和3年度まではそうだったんですが、令和4年度から新しい制度として、1年を超えて任用する場合は、臨時的任用講師じゃなくて、こういう任期付講師ということで雇うことと決められているものですから、それで4年度からこういう採用をさせていただいております。これをまず優先してやらせていただいて、それでどうしても集まらない場合に常勤講師とかで補充する措置を取ろうと思っております。

大森委員

わかりました。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告2 訴えの提起に係る専決処分について（公開）

（石井教育財務課長説明）

報告2 訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり令和4年三重県議会定例会2月定例会月会議へ報告するので、報告する。令和4年1月27日提出 三重県教育委員会事務局教育財務課長

1 ページをご覧ください。県は次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

詳細について、2 ページ、参考資料1をご覧ください。まず、「1 経緯」についてです。三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者らに対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してきました。当該対象者らは、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、令和3年3月に知事名で最終催告を行いました。指定した期日までに入金がなかったため、令和3年10月に民事訴訟法に基づく支払督促申立手続を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。その結果、令和3年11月1日に、相手方（2名）から分納を希望する旨の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。

従って、専決処分の日は、支払督促を申し立てた日である令和3年10月27日になります。

次に、「2 今回異議申立てがあった者に係る滞納金額等について」をご覧ください。本件の相手方の貸与期間と滞納金額を記載しております。

最後に、「3 今後の対応」です。県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、次回の議会に報告いたします。今後は相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲で分納を求めてまいります。

なお、支払督促制度の概要等は、3ページ、参考資料2に掲載しております。
報告は以上でございます。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第36号 令和4年度三重県一般会計予算について（非公開）

石井教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第37号 令和3年度三重県一般会計補正予算（第18号）について（非公開）

石井教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第38号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案（非公開）

野口教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第39号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

青木福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第40号 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案（非公開）

藤井社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第41号 特定事業契約の締結について（非公開）

議案第42号 三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について（非公開）

藤井社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言